

妙心寺の開創について

荻 須 純 道

妙心寺の開創年次を決定することは、甚だ困難な問題である。というのは、これを傍證する史料がない。花園院天皇宸記も關山に關するところは記されていない。先師大燈國師から與えられた印可狀・關山號等の墨跡やまた關山が嗣法者授翁に與えた印可狀とか、花園法皇から下賜された宸翰はあつても關山がはじめて妙心寺に入寺する論旨がない。勿論伊深の山里に韜晦して道を養われ、悟後の修道に勵まれた關山が自ら誌しのこされた記録などはない。それで妙心寺の開創年次の決定も難しいことではあるが、しかしのちに發展した妙心寺としては、この開創年次もゆるがせに出来ないことである。

この妙心寺開創年次については、古來次のような諸説がある。

建武三年（一三三六）説 關山國師別傳・妙心寺史

建武四年（一三三七）説 妙心寺六百年史

曆應元年（一三三八）説 正法山六祖傳考彙・六祖傳別考

建武三年説をとる妙心寺史（川上孤山著）は妙心寺史の草分けであり、大正天皇の御即位を記念して起草編纂に着手

され、大正六年（一九一七）上巻が出版され、つづいて大正十年（一九二二）下巻が上梓されたものであり、また建武四年説を立てる妙心寺六百年史（天触接三編輯）は昭和十年（一九三五）妙心寺開創六百年を記念して出版されたものである。そして曆應元年説は此山（考彙）や祖芳（別考）等の江戸期の學匠が、雪江の正法山六祖傳に註釋を加えたものである。この中廣く世に讀まれるものは妙心寺史と妙心寺六百年史とである。

二

妙心寺史は妙心寺の開創について、次のように述べている。

建武三年丙子（北朝）妙心寺の草創せられて、大師は關府の華族百官、江湖の縉素各山の徳等隨喜輻湊の裡に莊嚴なる入寺開堂の式を行つた。爾來花園の大叢林として、江湖の雲衲が集つて、大師の峻嶮なる鉗鎚を受くるもの常に干指に及び、天下法窟の冠と稱へらるるに至つたのである。翌年大燈遷化するや否や、大燈の會下三十六人相率ゐて、師の爐輪裡に投じ來たので云云⁽¹⁾

このように妙心寺史が建武三年説を立てるにいたつたのは、關山國師別傳によつたからであると思われる。

この關山國師別傳なる書は駿州蒲原龍雲寺の應禪普善（一六七三—一七四三）が撰述したもので、現在妙心寺塔頭聖澤院に所藏される漢興祖芳の撰述する樹下散稿に所收されている。この應禪の關山國師別傳は江戸中期の撰述であるにもかかわらず、文明年中撰述された雪江の關山行實記（正法山六祖傳所收）が無視されて撰述されている。いま妙心寺開創に關するところをあげれば次のように記されている。

赴^ニ京兆^一、即詣^ニ龍峯毘耶室^一、候^ニ問病痾^一、國師（大燈）擡^レ頭曰、此間 上皇之宏願臬日麗^レ天、一中略^一師肅然唯諾、師先詣^ニ龍翔祖塔^一、次援^ニ肅^一謁離宮、上皇忻然、接約^以宏願叡志、師肅然應^ニ聖旨^一、天顏大喜、賜^ニ御製

詩章、二五云⁽⁹⁾

これによつてみれば、關山が伊深から京都にのぼつたのは、先師大燈が存命中であり、まず大徳寺の方丈にいたつて大燈國師の病痾を問ひ、そして安井龍翔寺の大應國師の祖塔を拜してから花園の離宮にいたり、上皇に拜謁したように記している。このことは六祖傳の記述とは異なるところである。すなわち六祖傳には

國師示寂、敕襟哀痛不已、乃依遺命下詔四方、令尋師、師猶在濃之山中⁽¹⁰⁾

とあり、大燈國師が示寂し、花園上皇が詔を下して關山を探されたものであると記されている。もつとも大燈が再起不能の病となつたのは、建武四年の三月の頃である。大燈國師年譜には誌されているが、六祖傳の「和尚嗣法諸師の中、誰か是れ最も大機大用を得たる者ぞ、願くは指教を承り、百年の後猶玄奧を扣かんことを要す」「我付法諸子の中、唯慧玄藏主のみ實に吾が道髓を得たり。然れども天生風顛漢、居に定所なし。他時異日宜しく宜詔を降して徴し求むべし」とか、また「朕將に花園の離宮を捨て、以て禪苑となし、關山を請じて住持せしめんとす。願くは預め山號寺號を賜へ。國師便ち聖旨に應じて正法山妙心禪寺の號を進む」といつたことは、大燈が病となつた建武四年のことであると思われる。ただこれらの記述は後世に撰述された文獻に記述されるものであるが、大燈の示寂が建武四年であることは事實であるから、雪江が傳承をまとめて撰述した六祖傳の記述も一應信をおいて考えられる。

妙心寺史が依用した關山國師別傳には「建武乙亥之秋、國師不安、延慶上皇大勅「敕情」とし、大燈國師年譜より二年さかのぼつて誌され、そして「延元丙子妙心之草創」としている。すなわち建武乙亥は建武二年であり、延元丙子は翌年の建武三年である。ただこの應禪の關山國師別傳は出據を記していないから信憑性がない。

この妙心寺史が出てから凡そ二十年後に、編纂されたのが妙心寺六百年史である。この六百年史は妙心寺開創年次を建武四年（延元二丁丑年）としている。その所見については次のように論じている。

妙心寺開創について「妙心寺史」は之を建武三年と爲す。かくては大燈の遷化を妙心開創の翌年とするに至り、甚しき齟齬と言はざるべからず。是は恐らく別傳の記事を信憑せし結果なるべし。

また従來、延寶傳燈錄に「曆應初關山應_レ詔、創_二開妙心_一」とあり、本朝高僧傳に「曆應初關山應_レ詔、住_二妙心_一」とある所より、法皇の宣使は凡そ曆應元年（延元三年）の春の頃大師の所在に赴きたりと云ひ、従つて大師の上京開堂は其後間もなく行はれたりと爲し、或はまた大師の上洛を其秋の頃なりと爲す者あり。然れども、その誤りなることは第二章（妙心寺六百年史八二頁）に到り、藤房卿出家の年齢及び授翁の初めて妙心寺に投ぜし年齢等を考覈せし所に於て明瞭なり。故に其條下を参照すべし。又甚だしきは妙心寺開創を建武元年と唱ふるものあれども之を採らざること勿論なり。唯だ此處に附言すべきは六祖傳に「草_二創正法山妙心禪寺_一、特降_二勅黃_一請_レ師開山、_{トス}即日入寺開堂_」とあるも、現在其綸旨を存せざれば不明なれども、法皇には恐らく大燈遷化の後、徹翁へ大徳寺住持職を命ぜらるると略ぼ同じ時に慧玄へ妙心寺住職を命じ給ひたるものと信ぜらる。而して徹翁への綸旨は建武四年十二月廿七日附なれば少くとも關山に賜りたる綸旨も宣使の派遣と同時になりしと想像せらるべく、また古來、大師の御出世を六十一歳と見るを最も有力とすれば敢て建武四年説を主張するものなり。⁽⁴⁾

この六百年史が建武四年説を主張する論據は、藤房出家、授翁が妙心寺に投じた年次から推考するところにある。藤房が官を棄去つたのは建武元年十月であり、三十九歳のときであつたとされる。そして藤房の後半生と傳えられる

授翁の出家が四十二歳として、このとき授翁は妙心寺關山の室に投じたものとしている。すなわち六百年史（八二頁）によれば「六祖傳及東胤錄、扶桑禪林僧實傳に四十二歳にして出家するとあるは實は開山の會下に初めて投ずるの意、即ち「關山詔に應じ來て正法山を開くの日を待つて便ち席下に投じて親炙誨勵す」（六祖傳）の時を指したるものに外ならざるが故に、彼れ四十二歳の時即ち建武四年に關山の風格を欣慕して既に妙心寺に來謁せりと爲さざるべからず」としている。

しかしここに考えられることは、建武四年を以て妙心寺の開創とするときは、大燈が正法山妙心禪寺と命名して、花園上皇に進覽したときを以て開創とするならばともかく、關山が入寺したときを以て開創ということになると、果して事實上實行され得たことであるかどうかは疑問である。大燈の示寂したのは建武四年十二月二十二日である。年内餘日幾もないとき宣使を派遣して、居に定所なき關山を探し出し、しかも後人の記述とはいえ、六祖傳には「天使曰、國師既_レ化、陛下失_レ南針於霧海」とし、大燈寂後に宣使が伊深で關山に邂逅して、このことを傳達したとするなら、事實上如何なるものであろうか。それで授翁が妙心寺に投じたのは關山が妙心寺に初住したときでわなく、再住のときであると思われる。

一體、正法山六祖傳の寛永版は、文章を改竄したところが處々にあつて迷わされる。この授翁の出家のことについても

一日奉_レ宣使_レ詣_レ雲門庵、國師稱_レ玄藏主實得_レ吾髓_レ矣、公聞_レ得_レ這一言_レ還奏聞、便自截_レ髻出家、時年四十二歳也、待_レ關山應_レ詔來開_レ正法山_レ之日、便投_レ席下_レ親炙誨勵_レ。

とあり、これによつてみれば、大燈國師が關山を花園上皇に推薦したのは建武四年であるから藤房と伝えられる授翁がこのことを聞いて出家した。そのとき年四十三歳であつたとしており、關山が詔に應じて上京し正法山を開くの日

を待つて關山の席下に投じたということは、六百年史がいうように「四十二歳にして出家する」とあるは實は開山（關山）の會下に初めて投ずるの意」というように解せないでもない。しかし寛永版刊行以前の古寫本にもとずいたとする此山校訂の正法山六祖傳（考彙）によれば

建武元年甲戌冬出家、時年三十九、屏_ニ其蹤跡_一者殆二十年、於是乎投_ニ于關山席下_一、親_ニ灸誨勵_一⁽⁷⁾

とある。これによつてみれば授翁の出家は建武元年（一三三四）で、三十九歳の時であり、その跡を晦まして隱遁すること二十年に近いとするものである。授翁が藤房と傳えられることからすれば、藤房が官を棄て去つたのは建武元年であるから、この記述の方が妥當である。そしてその後隱遁したのであるから、授翁が關山の席下に投じたのは關山の再住のときと思われる。それで妙心寺の開創を授翁の出家と結んで考えることは妥當でないと思うのである。

四

祖芳は六祖傳別考に、六祖傳に記述される「草_ニ創正法山妙心禪寺_一、特降_ニ勅黃_一請_レ師開山、即日入寺」の勅黃について註解し

曆應五年花園管領ノ綸旨アリ、爰ハ先ツ一緒_ニ書タモノト見ヘルナリ、國師（關山）華園エ出世ハ曆應元年ナリ、大燈國師遷化翌年ナリ、今ハ綸旨モ再住ノ綸旨バカリ在リ、此時綸旨ガ有リソウナモノデヤ、アツタガ失タカ不知ナリ⁽⁸⁾

として、曆應元年（一三三八）に關山は妙心寺へ入寺したとしている。但しこのときの綸旨がない。此山は考彙に關山の妙心寺在世のことを記し

曆應元年師初住_ニ妙心_一、康永四年^{十月二十一日}改_ニ貞_一和二年後往_ニ遠州_一、貞和五年^{即觀應元年也}還_ニ京_一、觀應二年八月二十二日、崇光帝

賜_レ綸旨_一、令_レ師再住_二妙心_一、自_二曆應元年_一至_二延文五年_一、通計二十三年也⁽⁶⁾

としており、曆應元年、關山は初めて妙心寺に住ずとしている。このように祖芳の別考も此山の考案もみな曆應元年を以て關山の妙心寺初住としている。ただこのときの綸旨が現存しないために、明確な年次を決めることが出来ないが、妙心寺開創を建武四年とすることは少し無理があるのではないかと思われる。

雪江の撰述する正法山妙心禪寺記によれば

國師遷化明年春、上皇預出_二一宮人_一去、令_レ於_二花園_一望_レ幸、仍一日微行竟以駐蹕矣、由_レ是天下人指_二離宮_一稱_二花園御所_一、亦稱_二上皇_一奉_レ號_二花園院太上法皇_一、皆本_二于此_一者也、花園駐蹕之初、下_二宣麻于四方_一、搜_二索山林_一、東濃有_二溪山幽僻境_一、一衲庵居焉。

とあり、花園上皇が持明院の仙宮を出でられ、花園の離宮に駐蹕されたのは大燈國師が遷化された翌年、すなわち曆應元年の春であつたとし、その駐蹕の初めに宣詔を四方に下して關山を搜索されたというのである。この正法山妙心禪寺記の雪江の記述は如何なるものに出據を求めたか不明であるが、恐らく妙心寺に傳承するところをまとめ記したものである。

花園上皇が花園離宮に駐蹕されたのが曆應元年とし、その年に關山が上京して上皇に拜謁し「即日入寺」ということであれば、江戸期の學匠がいうように、妙心寺開創を曆應元年とすべきであろう。しかしこれも傍證する史料がないから、推定したに過ぎなくなる。ここで考えられることは、上皇が大燈存命中に、花園離宮を禪苑に革められるご意志をもち、山號寺名の命名を請われたにもかかわらず、仁和寺花園御所跡を關山に管領せしめられた綸旨が曆應五年（一三四二）であるが、ここに三四年の年月があり、綸旨の下賜が少し遲滞しているように思われる。このときの綸旨には

仁和寺花園御所跡可令管領者、依御氣色執達如件

曆應五年正月二十九日 大藏卿 (花押)

關山上人禪室⁽¹⁾

とある。このとき妙心寺の基礎が確立し、名實ともに開創されたというべきであろう。しかし六祖傳の「特降勅黃一請師開山、即日入寺」という抽象的な記述から、關山が上京して離宮に入ったときを以て開創として考えても、その開創は曆應年中とすべきであるが、花園院天皇宸記もこの頃のことは記述がなく、また園太曆も應長元年(一三二一)四月より康永二年(一三四三)までが斷簡となつていたので、その邊の消息が不明である。このことはともかくとして、やはり仁和寺花園御所跡を管領せしめられた曆應五年を妙心寺開創の年次とすることが妥當ではないかと思われる。

この年の四月二十七日、北朝は改元して康永と稱した。すなわち同年の康永元年十一月十二日、上皇は室町院(後堀河天皇女暉子内親王)のご遺領や幕府がすすめた地頭職を處分されて、これを光嚴院に讓與される御領處分に、仁和寺上庄地頭職を菩提料所として置かれ、永代依違あるべからずとされ、花園を以て塔頭とするよう惠玄上人(關山)に申し付けられたとする宸翰をしたためられたり、そして三年後の康永四年(一三四五)には、河内國下仁和寺地頭職を寄進されたりした。⁽²⁾ さらに二年後の貞和三年(一三四七)には一流再興と妙心寺造營のことをご軫念になつた往年の宸翰を下賜されたり、またその一週間後には玉鳳院を上皇のご塔所として、妙心寺に混ざることなく門弟相續するよう宸翰を關山に下賜されている。このように次ぎ次ぎと妙心寺をもちたてられる宸翰によつて上皇の宸慮のほどが窺われるが、大燈國師が遷化した建武四年(一三三七)から曆應五年(一三四二)までの五年間、關山の動靜や妙心寺に關する確かな史實がわからない。

註(1) 妙心寺史 卷上四四頁

(2) 關山國師別傳

(3) 正法山六祖傳 關山支禪師の章

(4) 妙心寺六百年史 六二頁

(5) 同上 八二頁

(6) 寛永版「正法山六祖傳」授翁の章

(7) 正法山六祖傳(考彙) 授翁の章

(8) 六祖傳別考 卷上

(9) 正法山六祖傳考彙 關山の章

(10) 正法山妙心禪寺記

(11) 妙心寺文書、大日本史料六ノ七 康永元年正月二十九日の條

(12) 大日本史料六ノ十二、貞和四年十一月十一日の條

室町院御遺領並今度武家所進地頭職所々等、相副目錄讓進之、愚僧一瞬之後、可有御管領候、此内室町院御遺領十ヶ所并地頭職三ヶ所(目錄在別)讓與宣光院候、以各別之儀可致管領候、更更不可有牢籠候也、非分之煩等出來之時者、殊可有執御沙汰候、道昭僧正園西庄・道意僧正大鳥庄等、自伏見院爲御祈禱料所、可令相傳知行之由、被下院宣歟、然而近年闕乏之上、閑放之質、祈禱無益之聞召放了、以護持之勞、雖申子細、此地等各別管領之仁定置之上、不可及御口入候哉、如此懇懇申置之旨令相違者、旁不可叶理致乎、殊可得御意候也、抑又仁和寺上庄地頭職、被置善提料所、永代不可有依違候也、以花園爲塔頭、申付惠文上人候也、如此事委細註別紙令進候、殊可得御意候也、兼又讓與徽安門院之分五ヶ所(目錄注別紙)無牢籠之樣、委細條々追可申候也、恐々謹言

康永元年十一月十二日 通行(御花押)

(13) 妙心寺文書、大日本史料六ノ八貞和元年二月十三日の條

河内國下仁和寺地頭職、所被寄附妙心寺也、可令存知給上之由、御氣色所候也、仍執達如件

康永四年二月十三日

花押

關山上人御房

(14) 妙心寺文書、大日本史料六ノ十貞和三年七月二十二日の條

往年在三先師大燈國師所、於三此一段事二得三休歇一、特傳三持衣鉢二之後、報恩謝德之思、興隆佛法之志、寤寐無忘、而心事依違于今未遂三其願一、頃年病痼纏牽、且夕難期、空填三溝壑一者、永劫之恨、何事如之、仍一流再興并妙心寺造營以下事、申三置仙洞一之子細在之、縱過三一瞬一必可三滿三平生之志一、門徒之中其仁不在他、廻三遺慮一、可三被三果三興隆之願一、故遺三鳥跡一述三蕃懷一者也、

貞和三年七月二十二日 (御花押)

關山上人禪室

(15) 妙心寺文書、大日本史料六ノ十貞和三年七月二十九日の條

塔頭玉鳳院事、不三混三妙心寺一、關山上人爲三各別之沙汰一、塔主可三令三門弟相續一、仍爲三後證一所三染筆也、

貞和三年七月二十九日 (御花押)